

別表（第3条関係）

補助種別（A）	補助対象経費（B）	算定基準（C）		補助基本額（D）
損害賠償責任 保険料補助	損害賠償責任保険 の加入に要する保 険料の年額	30名定員 3,000円 以下 60名定員 4,500円 90名定員 6,000円	120名定員 7,500円 150名定員 9,000円 以上	BとCの少ない方 の額
	日本スポーツ振興 センター加入に要 する経費	児童1人当たり (年額) 145円		BとCの少ない方 の額
保育改善費 補助	保育改善基本額を 超えて支出する児 童の直接処遇にか かる保育内容の向 上に要する経費	児童1人当たり (月額) 2,360円		BとCの少ない方 の額
給食費補助	3歳以上の児童の 給食費保護者負担 の軽減等に要する 経費	3歳以上の児童1人当たり (月額) 1,000円		C
時間外保育 補助	最低基準に定める 8時間を超えて1 1時間まで保育す るに要する保育士 等の人件費	(補助対象保育士数-2) × 24日 × 12か月 × 3,000円		BとCの少ない方 の額
	「延長保育の実施に ついて（平成27年 7月17日雇児発0 717第10号）」 の別紙・延長保育事 業実施要綱に定める 要件を有していると 認められる保育所で 11時間を超えて保 育するのに要する経 費	子ども・子育て支援交付金交付要綱に定める基準額		

障害児保育特別対策費補助	富田林市障害児保育実施要綱に基づき入所した障害児を保育するに要する保育士等の人件費	補助対象保育士数×24日×12か月×7,250円		BとCの少ない方の額から、各園へ支払う委託費における療育支援加算額を控除した額									
保育特別対策費補助	1歳児担当保育士の配置基準を6:1から5:1とするための人件費	補助対象保育士数×24日×12か月×7,250円		BとCの少ない方の額。ただし、4月1日と10月1日を基準日とし、6か月ごとに補助基本額を算出する。									
		<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="2">1歳児の人数</td> </tr> <tr> <td>補助対象</td> <td>5～35人</td> <td>36人以上</td> </tr> <tr> <td>保育士数</td> <td>1人</td> <td>2人</td> </tr> </table>			1歳児の人数		補助対象	5～35人	36人以上	保育士数	1人	2人	
	1歳児の人数												
補助対象	5～35人	36人以上											
保育士数	1人	2人											
園外保育等行事費補助	園外保育等行事の実施に要する経費の年額	20人定員 10,000円 30人定員 15,000円 60人定員 30,000円	90人定員 40,000円 120人定員 60,000円 150人定員 80,000円 以上	BとCの少ない方の額									
施設管理費補助	害虫及びネズミ駆除等のために実施する園舎消毒、樹木消毒及び樹木剪定に要する経費	(年額) 100,000円		BとCの少ない方の額									
貸おむつ使用料補助	児童の貸おむつ使用に要する経費	0歳及び1歳の児童1人当たり	(月額) 1,630円	BとCの少ない方の額									
貸ふとん使用料補助	児童の貸ふとん使用に要する経費	0歳から2歳までの児童1人当たり	(月額) 550円	BとCの少ない方の額									
保健衛生費補助	児童の検尿・ぎょう虫検査に要する経費	児童1人当たり	(年額) 391円	BとCの少ない方の額									
保育所地域活動補助	保育所の有する専門的機能を、地域の需要に応じて幅広く活用するのに要する経費	① 世代間交流事業 (年額) 250,000円 ② 地域における異年齢児交流事業 (年額) 250,000円 ③ 地域の子育て家庭への支援事業 (年額) 250,000円		BとC①～③の合計の少ない方の額。ただし、350,000円を上限とする。									

